

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和 4 年 3 月号

【お知らせ】退職者の健康保険証について

社会保険に加入されていた方が退職される場合の被保険者証の取り扱いについてお知らせとお願いがございます。**今後、退職者の被保険者証につきましては協会けんぽへ直接ご郵送を頂けますようお願い申し上げます。**

昨年途中より、協会けんぽから直接ご本人様へ返却催促のお電話が入ることが多く、一度当法人を経由してからの返却となりますと催促のお電話が入る頻度が高くなりますので、**ご協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。**

【全国健康保険協会 都道府県支部住所】

- 宮 崎：〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル TEL：0985-35-5364
- 鹿 児 島：〒892-8540 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル6階 TEL：099-219-1734

【法改正】雇用保険、健康保険の令和4年改正点について

令和4年1月より①マルチジョブホルダー制度が開始され、新型コロナウイルス蔓延による各種助成金交付などによる雇用保険財政の悪化により②雇用保険料率の引上げが段階的に実施される予定です。

また、健康保険では傷病手当金の改正など、押さえておくべきポイントを紹介いたします。

【雇用保険】マルチジョブホルダー制度

令和4年1月1日から65歳以上の労働者を対象に「**雇用保険マルチジョブホルダー制度**」が新設されました。これは、(1)複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、(2)そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の要件を満たす場合に、(3)本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることのできる制度です。

【適用要件】

- 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

■ 手続きは本人が行うのが原則

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を一時金で受給することができます。ただし、この制度では、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続きを行う必要があります。手続きに必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）は、本人から事業主に記載を依頼して、ハローワークに申し出ることであります。

■ 事業主に求められること

労働者から手続きに必要な証明を求められた場合は、速やかに対応しましょう。また、マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止めなどの不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています。また、マルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

【雇用保険】雇用保険料率の段階的引き上げは4月1日から

【表1】雇用保険料率段階的引き上げの内容、スケジュール

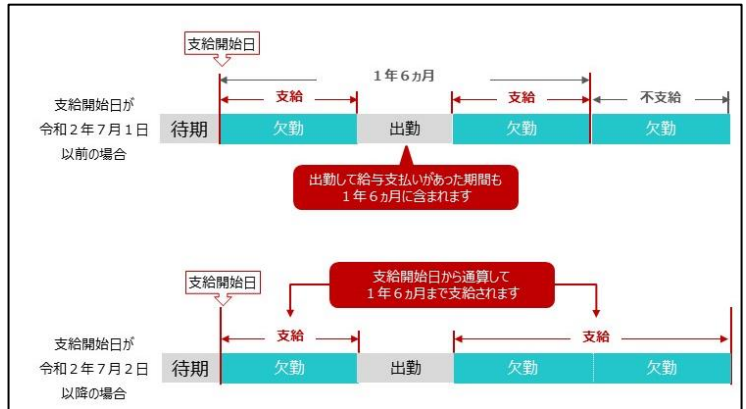
対象期間	被保険者負担率	事業主負担率
令和3年度以前	1,000分の3	1,000分の6
令和4年4月～令和4年9月	1,000分の3	1,000分の6.5
令和4年10月～令和5年3月	1,000分の5	1,000分の8.5

コロナ禍に対する施策により枯渇した財源を手当てする必要があるため、令和4年度の雇用保険料率が現在の1,000分の9から1,000分の9.5への引上げが予定されており、令和4年10月から1,000分の13.5へ引上げとなる予定です。具体的な内容については【表1】の通りとなります。

【健康保険】傷病手当金の改正、健康保険料率が改定について

○傷病手当金の期間が通算されることとなりました (令和4年1月1日～)

傷病手当金が支給される期間は、令和4年1月1日より、**支給を始めた日から通算して1年6ヵ月**に変わります。ただし、支給を始めた日が令和2年7月1日以前の場合には、これまでどおり支給を始めた日から最長1年6ヵ月です。



○健康保険料率が改定されます (令和4年3月分～)

都道府県	令和3年度	令和4年度
宮崎県	9.83%	10.14%
鹿児島県	10.36%	10.65%

令和4年3月～今年度も健康保険料率が改定されます。宮崎県は**10.14%** (折半負担分**5.07%**)、鹿児島県は**10.65%** (折半負担分**5.325%**)となる予定です。

また、40歳以上65歳未満の方については、**全国一律の介護保険料率1.64%** (折半負担**0.82%**)が加わります。給与計算の際にはお気をつけください。

【補助金】事業復活支援金 (注：当事務所では提出代行しておりません)

コロナの影響を受けた事業の継続・回復支援を目的として令和4年1月31日より、申請受付が始まっています。

■ 給付対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主
- ②2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

■ 給付額

売上高減少率	個人	法人(年間売上高)		
		1億円以下	1億円超～5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

(この支援金に関するお問い合わせは ⇒ [経済産業省事業復活支援金相談窓口 0120-789-140](tel:0120-789-140))